



マイナンバーをお届けします

マイナンバーの記入されているカードは2種類あります

### 10月以降住所地に郵送される「通知カード」と希望する人が申請すると取得できる「個人番号カード」

マイナンバーが記入されているカードには「通知カード」と「個人番号カード」の2種類があります。

#### ■通知カードとは・・・

10月以降に郵送され、全ての人を持つ紙製のカードでマイナンバーを確認するためのものです。通知カードは身分証明書として使えません。

通知カードは身分証明書として使えません。

#### ■個人番号カードとは・・・

希望する人が申請すると無料で取得できるプラスチック製のカードです。個人番号カードは公的な身分証明書として使えます。

1枚でマイナンバーの確認と本人確認ができる個人番号カード

### 個人番号カードを希望する人は、郵送かスマートホンなどからのオンラインで申請できます。



おもて面



うら面

個人番号カードは、マイナンバーが書かれた顔写真付きのカードで身分証明書にもなるものです。特定の行政手続きなどのほか、本人確認が必要なさまざまな場面で利用できます。ICチップに記録される電子証明書を用いて、e-Taxなどの電子申請も行えます。また、住民票のコンビニ交付などにも利用できます。個人番号カードの作成費用は無料です。申請方法は次の2種類です。

#### 1. 郵便で申請する場合（交付申請書を使用）

通知カード中段の「個人番号カード交付申請書（右ページ参照）」に必要事項を記入し、顔写真を貼って、

同封の返信用封筒に入れて返送してください。

#### 2. オンライン申請をする場合（QRコードを使用）

スマートホンなどで自分の写真を撮影し「個人番号カード交付申請書」にあるオンライン申請用QRコード（右ページ参照）を読み取って申請してください。

詳しくは、通知カードに同封のパフレットをご覧ください。申請すると、来年1月以降に市から交付通知書（はがき）を送付します。交付通知書と通知カード、身分証明書を持って、市役所1階市民課か各支所市民福祉課の窓口で受け取ってください。

### 問い合わせ先

\*通知カード・個人番号カードに関すること…

市民課住民記録担当

☎321-1232 (10/6まで)

☎321-1308 (10/7から)

\*マイナンバーに関すること…

マイナンバーコールセンター

☎0570-20-0178

**マイナンバーは大切に保管を**  
マイナンバーは、平成28年1月以降、法律で定められた税・社会保障・災害対策分野で、申請など各種手続きの際に、記載を求められる場合があります。  
勤めている人(パート、アルバイトを含む)は、源泉徴収票や社会保険などの書類作成のため、事業主からマイナンバーの提供を求められます。事業者には厳格な個人情報保護が義務付けられます。マイナンバーは、原則として一生変わりません。大切に保管してください。



マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」

# マイナンバーをお届けします

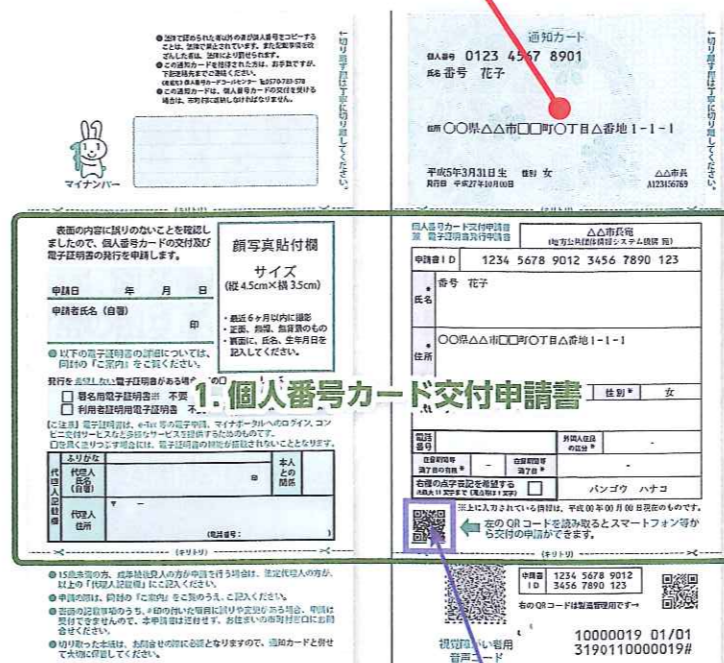
平成28年1月から、国の新しい制度「マイナンバー」の利用が始まります。行政機関での税や社会保障の手続きに、マイナンバーが必要になります。これに先立ち10月から、住民票を持つ全ての人に、マイナンバーをお知らせする「通知カード」が、世帯ごとを送付されます。今回号では、通知カードと個人番号カードについてお知らせします。

届いたら確認してください

### 通知カード(案)は以下のような形で届きます。



この部分がマイナンバーです



うら面

おもて面

#### 2. オンライン申請用QRコード

**郵便局の保管期間後は市役所で受け取りを**  
郵便局での保管期間が過ぎました場合は、市役所で保管となります。保管期間は3か月間です。  
市から皆さんの通知カードを預かっている旨の通知を郵送しますので、免許証などの身分が確認できる書類を持って、市役所1階市民課か各支所市民福祉課に受け取りに来てください。  
12月になっても通知カードが届かない人は、市民課にお問い合わせください。

#### 通知カードは簡易書留で届きます

皆さんのマイナンバーが記載された「通知カード」は10月以降、住民票の世帯ごとにまとめて簡易書留で送付します。封筒の中には、通知カード(上・下・1人に1枚)、説明用のパンフレット、個人番号カード申請用返信封筒の3つの書類が入っています。

配達時に不在だった場合は、郵便局が持ち帰り、不在票が入られます。1週間以内に郵便局に再配達依頼をして、受け取ってください。